地域福祉プログラム協定書

※赤文字の部分は各行政・事業所に合わせて変更して下さい、またこの文章も消して下さい。

○○○○○（行政名・福祉法人）（以下「甲」とする。）と、一宮グリーンホテル（以下「乙」とする。）は、生活に困窮する者（以下、「生活要支援者」とする。）に対して一時生活支援事業・生活困窮者自立支援制度（または行政が支援する事業名）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲と乙はそれぞれの役割を明確にして、生活要支援者に対しての宿泊場所の供与や食事の提供及び日常生活を営むうえで必要となる物資の貸与や提供を行う事を目的とする。

（利用方法）

第２条　本事業の利用については、原則として職員が本事業の利用決定を受けた生活要支援者とともに乙へ同行して、宿泊に関する手続きを行うこととする。ただし特別な事情がある場合はこの限りではない。

（期間）

第３条　期間は原則として２０泊以内とする。
ただし特別な事情がある場合は乙と乙が協議・判断し延長する事が出来る。

（利用の中止）

第４条　甲と乙は生活要支援者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を直ちに中止する事が出来る。

1. 生活要支援者が飲酒や暴力行為等により、甲と乙に迷惑を及ぼした場合。
2. 生活要支援者が乙の定める宿泊約款 などの規則等を遵守しない場合。
3. 生活要支援者が行政機関の協力支援等を受け入れない場合。
4. 生活要支援者が虚偽の申告等を行い本事業の趣旨・目的から逸脱した場合。
5. 生活要支援者の所在が不明となった場合。
6. 前各号に述べたものの他、甲と乙が事業を中止する必要充分な理由がある場合。

（宿泊料）

第５条　宿泊料は１人１泊あたり（１泊３食付、歯ブラシ、タオル付、入浴可能）
９，１００円以内（消費税及び地方税を含む）とする。

（支払い）

第６条　宿泊料の支払い方法は原則として次の各号に沿ったものとする。

1. 乙は生活要支援者の本事業の利用終了後に別に定める宿泊実績報告書兼請求書を甲に提出する。
2. 甲は前号による実績報告書兼請求書を受理した後、内容を精査して規制だと認められた場合は速やかに支払うものとする。
3. 支払期限は本事業の利用終了月の翌月末までに銀行振込又は現地決済で行う。

（留意事項）

第７条　本事業の実施に携わる者は生活要支援者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない事。また生活要支援者に対しては性別・持病等に充分配慮して支援を行うこと。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項が発生した時、又は各事項の解釈・認識に齟齬や疑義が生じたときは甲、乙は誠意を持って協議、解決し生活要支援者に対しての本来の事業を速やかに再開することに努める。

この協定を証するため本書を２通作成して、甲、乙双方署名捺印の上、各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　住所

氏名

乙　　住所

氏名